

第98回自衛隊員倫理審査会議事録

1 日時

令和5年7月5日（水）14時00分～15時00分

2 場所

防衛省D棟3階 第1庁議室

3 出席者

（委員） 太田会長、高木委員、能勢委員、山宮委員、諏訪委員
（防衛省） 鈴木服務管理官

4 議事

（1）開会の辞

- 太田会長 只今より「第98回自衛隊員倫理審査会」を開催させていただきます。
各委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

（2）第97回自衛隊員倫理審査会議事録について

- 太田会長 それでは、本日の議題に入ります。
議題の1番目は、前回の審査会の議事録の御承認をいただくことです。
御手元の資料2「第97回自衛隊員倫理審査会議事録」について、案はあらかじめお配りしておりますが、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

- 委員 意見なし。

- 太田会長 それでは、議事録につきましては、特段の御意見もないようですので、承認につきましては、他の議題についての議論を終えた後で、一括して行いたいと思います。

（3）令和4年株取引等報告書について

- 太田会長 議題の2番目は、「令和4年株取引等報告書について」です。
この審査は、倫理法第7条の規定に基づいて、本省審議官級以上の隊員から提出された報告書について、審査を行うものです。
それでは、服務管理官から御説明をお願いします。

- 服務管理官 それでは、令和4年株取引等報告書の総括表を用いまして、御説明いたします。自衛隊員倫理法に基づきまして、禁止されていますのは、利害関係者からの未公開株の譲り受けでございます。この点につきましては、資料3をご覧くださいと、

令和4年におきましては、未公開株の取得譲渡はないということでございます。

令和4年におきまして、株取引等の報告がありましたものについて、御説明いたします。報告がありました件数は11件でございます。このうち連番2、8、10、11につきまして補足いたしますと、株の取引を行った期間というのは、通年で報告を行いますが、年の途中において、本省審議官級以上に就任いたしまして株を取引きした場合には、1年間在籍していなくても報告の義務がございますので、今申し上げた4名につきましては、年の途中において本省審議官級以上に就いて、株取引等をしております。その結果、次の資料の所得等報告書につきましては、本省審議官級以上に通年で在職していた者が報告の義務がございますので、株の取引がございまして、所得等報告書には名前が上がってこないことになっております。

株取引等報告書の内容でございますが、事前の御説明の中で、ご質問がありました点について、御説明させていただきます。連番2において、取得した株式が1株や2株などの小さい単位になっているものがございますが、近年では株の取引は、1株などの少数単位であっても、証券会社によりましては売買することができますので、これらの取引は特別なものではなく、通常の取引の中で少数の株の取得がなされたということでございます。

次に連番3でございますけれども、この中で株が900株、取得が0円で譲渡も300株、取得が0円という記載がございますけれども、この意味するところは、株を300株取得したものを、株式分割を行い、3倍にしていることから、300株を譲渡して、900株を取得したということで、譲渡と取得がそれぞれ0円になっております。

それから連番5で株の取得が2件あり、いずれも0円となっておりますが、こちらは注意書きのとおり、生前贈与を受けたということで0円となっております。

連番8で、外国企業の株の取得譲渡がございますが、どのような業種であるかについては、括弧書きで記載させていただきました。外国株の取引につきましては、現在においては、通常の証券会社から購入することができるものでございまして、特別な入手ルートではなく、通常の取引で取得や譲渡をしているということでございます。

株取引等報告書の説明については、以上になります。

- 太田会長 ありがとうございます。
それでは、ここで株取引等報告書の審査に入らせていただきます。株取引等報告書に対する御質問、御意見を頂きたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。
- 委員 外国株を取引することは禁止されていないということですか。
- 服務管理官 おっしゃる通りです。
- 委員 外国株を日本の証券会社から購入することができるという認識でよろしいでしょうか。

- 服務管理官 おっしゃる通りです。
- 委員 以前、防衛産業の株を買われている方がいましたが、自衛隊の装備品を製造している会社と株取引を行っても問題がないという認識でよろしいでしょうか。
- 服務管理官 おっしゃる通りです。
- 太田会長 他に何かございますでしょうか。特段の御意見がないようでしたら、株取引等報告書は以上とさせていただきます。

(4) 令和4年所得等報告書について

- 太田会長 議題の3番目は、「令和4年所得等報告書について」です。この審査は、倫理法第8条の規定に基づいて、本省審議官級以上の隊員から提出された報告書について、当審査会が審査を行うものです。
それでは、服務管理官から御説明をお願いします。
- 服務管理官 資料5を御覧ください。ここで上がっております所得につきましては、不動産所得、それから国からの給与以外の給与所得で医官におかれましては、兼業が認められております。それから雑所得として主に講演や原稿の執筆に関するもの、一時所得については保険の給付金が計上されておまして、株式等の所得につきまして、源泉徴収選択口座を選択していることを報告すれば、金額の報告は必要ないため、このような記載となっております。不動産の所得につきましては、賃料収入ということでございます。それから給与所得の部分についても、医官の2名ということで、それぞれ大学ですとか、県の医療関係の部署から支払われているということでございます。雑所得につきましては、原稿料、講演料、印税、監修ということで、贈与等報告書で報告されるような内容になっておまして、一部違うものとしましては、生命保険の年金受給というものがございます。一時所得につきましては、保険の給付金ということでございます。
私からの説明は以上でございます。
- 太田会長 ありがとうございます。
それでは、ここで所得等報告書の審査に入りたいと思います。所得等報告書に対する御質問、御意見がありましたら、よろしくをお願いします。

- 委員 意見なし。
- 太田会長 御質問、御意見等がなければ、所得等報告書については以上とします。

(5) 令和4年度第4四半期贈与等報告書について

- 太田会長 議題の4番目は、「令和4年度第4四半期の贈与等報告書」の審査について

てです。この審査は、倫理法第6条の規定に基づいて、5千円を超える贈与等を受けた部員以上の隊員が提出をした「令和4年度第4四半期の贈与等報告書」について、当審査会が審査を行うものです。

それでは、サービス管理官から説明をお願いします。

- サービス管理官 資料6をご覧ください。令和4年度第4四半期の報告件数は、519件でございます。上のグラフをご覧くださいますと令和4年度におきましては、ウクライナに関連するテレビ出演等に対する謝礼を中心としまして、防衛研究所の報告が増えており、今回に関してもかなりの数を占めております。左下の表をご覧くださいますと最も報告件数として多いものは、今申し上げましたテレビ出演等に対する謝礼であり、全体の35.3%になっております。それから次に報告が多いものとしましては、物品の贈与で27.6%でございますが、これらは主に北海道の雪まつりが新型コロナウイルスが終息したことに伴い、再開されまして、地域は複数の場所に分かれるわけでございますけれども、それらに対する激励品に係る報告書が全体として数を増やしております。講演等に対する謝礼につきましてもウクライナに関連するものが中心となって、数が増えている状況でございます。

それでは資料7と8に沿って、御説明させていただきます。基因別の内容につきまして、利害関係者からの贈与等報告書は、医官が製薬会社又は医療機器メーカーから依頼を受けた講演の謝礼として多く報告されるわけでございますが、それに加えまして物品等の贈与で2件の報告が上がってきています。

1番目は賞金の贈与であります。2番目、3番目については、船舶の運航会社が主催する立食パーティーにおきまして、記念品を受け取ったというものでございます。6番目から18番目までにつきましては、表敬時等の儀礼的贈り物であり、大使館や自衛隊に関連する団体に関係するものが計上されております。続いて19番目から31番目は、就任祝い等に対する贈り物になります。これは着任時の胡蝶蘭等の花の贈与が多くなっております。

32番目からは自衛隊の活動に対する激励品になっております。32番目、33番目につきましては、訓練に参加した際の激励品となっております。それから、トルコ共和国で地震がございまして、国際緊急援助活動に対する激励品というものが34番から36番に計上されております。37番から46番におきましては、派遣海賊対処部隊に対する激励品でございます。続いて47番から53番につきましては、国内における災害派遣に対する激励品であり、47番は断水に対する災害派遣、48番から52番までは鳥インフルエンザに対する災害派遣、53番は土砂崩れに対する災害派遣でございます。それから、大規模接種会場に対する激励品が54番～57番ということでございます。その中で54番が今期1件当たりの金額としては一番大きいものになっております。続きまして、58番から141番までは、冒頭申し上げました雪まつり関係の激励品でございます。地域としましては、旭川、札幌、帯広、稚内、網走とそれぞれ地域が分かれておりますが、件数として1番多いものは、札幌雪まつりに対するものとなっております。残りの142番から144番に関しては、コンサートチケット、川柳の

賞品、だるまをそれぞれ計上しております。

続きまして145番から171番までは供応接待でございますが、最初の2件については、先ほど申し上げました船舶の運航会社の立食パーティーそのものに対する報告が利害関係ありとして上がってきております。それ以外の供応接待については、多くは大使館、防衛装備品の展示会におけるレセプションなどとなっております。派遣海賊対処部隊に対する供応接待につきましては、一般社団法人が感謝の集いを主催しております。著述に対する謝礼が172番から232番までの61件ございまして、そのうち192番までの21件が部内における機関紙となっております。

- 委員 枚数が凄く多いものが213番になりますね。
- 服務管理官 はい。213番については、550,000円ということですが、原稿用紙としては570枚となっております、1枚あたりに換算しますと965円となっております。
- 委員 これは印税ではなく、原稿料ということでもいいですか。
- 服務管理官 これは原稿料でございます。
- 服務管理官 233番から242番までが著述に対する印税となっております。特に一部あたりの金額が大きいものとしては、235番は1部あたり249円で、241番は1部あたり297円、242番は1部あたり334円となっております。243番から333番までの91件が、講演等に対する謝礼となっております、このうち利害関係のある相手方が16件ございまして、これは医官と製薬会社、医療機器メーカーとの関係となっております。利害関係者からの依頼に応じて行う講演等は、報酬が1時間あたり2万円以下となっており、いずれも基準のとおりとなっております。講演等に対する謝礼のうち1番高いものは279番で222,742円となっております。
テレビ出演等に対する謝礼は、334番の防衛大学校長を除きまして、全て防衛研究所となっております。517番から519番までの3件が、新聞等へのコメントに対する謝礼ですが、こちらも3件とも防衛研究所でございます。贈与等報告書につきましても説明は以上でございます。
- 太田会長 ありがとうございます。それでは、贈与等報告書の審査に入りたいと思います。贈与等報告書に対する御質問、御意見を頂きたいと思いますので、よろしくお願ひします。何かございますでしょうか。
- 委員 145番、146番の立食パーティーに係る報告書の中で、その場に居合わせた者として2名の方が記載されていますが、この方々は自衛官ですか？

- 服務管理官 おっしゃるとおりです。
- 委員 この方々の報告がないですね。
- 服務管理官 この2名については、それぞれ報告者自身の略称になりますので、報告はされています。
- 委員 了解いたしました。ありがとうございます。
- 委員 145番、146番にある事業者は、自衛隊とどういった利害関係があるのでしょうか。
- 航空幕僚監部 離島の基地がありますので、その基地に対してフェリーを活用した物資の運搬に係る契約を行っている関係になります。
- 委員 輸送等に関して、契約関係があるということですね。
- 航空幕僚監部 おっしゃるとおりです。
- 太田会長 ありがとうございます。他に何かございますでしょうか。
- 委員 利害関係者からの依頼に応じて行う講演等の謝礼は2万円が上限となっていますが、この上限はいつ頃からありますでしょうか。
- 服務管理官 自衛隊員倫理法が制定された当初からございますが、報告等を定めた事務次官通達の別表において基準額として記載しておりまして、平成12年の制定当初から変更はありません。
- 委員 最近のウクライナ情勢によって、利害関係がない事業者等からの依頼に基づく講演が増えていることを考えると利害関係がある場合の講演料の基準額の改定を検討してはいかがでしょうか。
- 服務管理官 国家公務員の動向を確認した上で、基準額変更の可能性について確認をしたいと思います。
- 委員 ありがとうございます。
- 太田会長 他に何かございますでしょうか。

- 委員 171番で、芸能プロダクションから屋形船で供応接待を受けていますが、どういった経緯で接待を受けたのでしょうか。
- 事務局 経緯を確認します。
- 服務管理官 おそらく前職での個人的な関係であると推測されますが、この件について確認したいと思います。
- 委員 333番で、参加料が14時間となっていますが、14時間講演を行ったということなのか、あるいは、参加した時間が14時間で、そのうち講演時間は1時間～2時間なのか、どちらでしょうか。
- 防衛研究所 細部は確認させていただきます。
- 服務管理官 シミュレーションということですので、机上で事態が起きた際の推移について、指揮所演習を2日間に渡って行い、それをこのような形で報告したものであると推測されますので、おそらく実働時間として自分自身もプレイヤーとしてシミュレーションの中で役割を果たしていったという意味であると思いますが、事後確認して報告したいと思います。
- 委員 ありがとうございます。
- 太田会長 他に皆様から何かございますでしょうか。他に御質問、御意見等がなければ、贈与等報告書については以上とします。

(6) 議題の採択等について

- 太田会長 では、本日審議されました「第97回自衛隊員倫理審査会議事録」、「令和4年株取引等報告書」、「令和4年所得等報告書」及び「令和4年度第4四半期の贈与等報告書」につきまして、各委員に承認をいただきたいと思いますので、御手元の決裁用紙にサイン又は押印をお願いいたします。

(7) 閉会の辞

- 太田会長 それでは、次回の審査会につきましては、10月上旬頃を予定しておりますので、こちらのスケジュールについては、委員の皆様のお都合を承りつつ、事務局から個別に連絡させていただきたいと思います。

以上で、本日本日予定しておりました議題につきましては、全て審議が終了いたしました。本日は、誠にありがとうございました。